

## 第19回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年1月29日(金) 9時30分～10時00分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(11人出席)

① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ④ 石原 千代年 ⑤ 堂後 善人  
⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二 ⑨ 京田 提樹  
⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

遅刻 2番 坂口 輝美委員  
欠席 3番 富永 勝志委員

### 5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地証明願いについて  
議案第5号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について  
議案第6号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
久保田真一郎 (次長兼管理係長)  
大田 豊茂 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

○ 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

お早うございます。

開会前に事務局から報告等がありましたとおり、2番 坂口輝美委員が若干遅れる旨、また、3番 富永勝志委員が欠席ですので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第19回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります、議長において、4番 石原 千代年委員、5番 堂後 善人委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第19回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承を願ひます。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります、1月4日、市役所の仕事始め式に私が

出席いたしております。

7日は、ABCパレスで開催の商工会議所主催の新春懇談会に出席いたしました。また、26日には午前中、鹿児島県農業会議の常任委員による南九州市の農地転用許可現地調査に、午後からは、1月定例常任会議に出席いたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところをお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第4 議案第1号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

おはようございます。

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は8件であり、賃借権が6件で所有権移転が2件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、1月18日に3番委員及び6番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1の所有権移転について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間130日程度農業に従事されております。

申請地は水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下

限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
れます。

次に整理番号2の賃借権について、地図は2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は〇〇〇〇〇さんの相続人である〇〇 〇〇さんであります。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷の生産を行い、年間150日程度農業に従事されて  
おります。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下  
限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

次に整理番号3番から7番の賃借権について、地図は3ページから7ペ  
ージであります。

なお、整理番号5の貸人は〇〇 〇〇さんの相続人である〇〇 〇〇・  
〇〇 〇〇〇さんであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、農業生産の補助を行い、年間250日程度農業に従事  
されております。農機具は常時雇用の従業員所有のものを使用するとのこ  
とです。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下  
限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。なお、〇〇さんは今回、新規就農者であります。

次に整理番号8の所有権移転について、地図は8ページから10ページ  
であります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、ブロッコリーの生産を行い、年間150日程度農業に  
従事されております。

申請地は、ブロッコリー・果樹を生産するということであり、周辺への

影響，労働力，下限面積等についても許可要件を全て満たしており，何ら問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に，調査員の報告を求めます。

6 番委員（尻無濱 俊幸）

それでは，農地法第3条の許可申請につきまして，報告いたします。

1月18日に3番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地は，いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく，意欲的に営農に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで，周辺への影響も無く，許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 （田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第5 議案第2号**

**農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

それでは、議案第2号について説明いたします。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

1月18日に3番委員及び6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1につきまして説明いたします。

整理番号1は、太陽光発電施設への転用です。

地図は11ページで、県営〇〇〇〇近くになります。

申請地は、中山間等に存在する農業公共投資の対象となっていない、生産性の低い第2種農地のその他農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは、申請地に売電用の太陽光発電施設を設置されたく申請されたものです。

申請地東側の農地3筆と雑種地1筆の合計3,026㎡は、同時5条申

請地のため一体として利用されることから、全体面積は3, 144 m<sup>2</sup>になります。

申請地には太陽光パネル876枚を設置されます。

申請地周囲は北側市道，南側及び西側の現況は会社用地として転用済みの田及び畑，東側につきましては同時5条申請地であり，現状荒地であります。

申請地には砂利を敷かれ，周囲にはフェンスを設置されます。

雨水等は自然流下です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

6番委員 (尻無濱 俊幸)

それでは，農地法4条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

1月18日に3番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは，整理番号1につきまして報告をいたします。

申請地に隣接する農地は無く，周囲の状況は会社用地として転用済みの田及び畑と，同時5条申請地の荒地でございました。

周囲への影響も無く，許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

### **日程第6 議案第3号**

**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第3号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

1月18日に3番委員及び6番委員と事務局職員で現地調査並びに協議をいたしました。

なお、整理番号1につきましては、〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でありますので、現地調査は省略をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、貸太陽光発電施設への所有権移転です。





申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは、申請地に売電用の太陽光発電施設を設置されたく申請されたものです。

申請地は先ほど4条申請で説明いたしましたとおり、西側の田118㎡を一体として利用されることから全体面積は3,144㎡になります。

申請地周囲は東側雑種地及び畑、西側の現況は会社用地として転用済みの田及び畑、また、西側一部につきましては同時4条申請地であり、現状は荒地であります。

申請地には砂利を敷かれ、周囲にはフェンスを設置されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

6番委員 (尻無濱 俊幸)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

1月18日に、3番委員と事務局職員で現地調査及び協議をしました。

整理番号1につきましては、〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地であるため、現地調査は省略しております。

それでは、整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきまして、申請地は〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でありました。

隣接する農地は南側の畑のみであり、他は市道及び宅地でありました。周囲への影響も無く許可相当であると協議いたしました。

整理番号2につきまして、申請地周囲の農地は、北側及び東側の畑のみであり、他は市道及び宅地でありました。

申請地は土留めをされ建物も平屋建てとすることから、周囲への影響もなく許可相当であると調査してまいりました。

整理番号3につきまして、申請地周囲は、東側雑種地及び畑、西側は会社用地として転用済みの田及び畑、また、西側一部は同時4条申請地の田、他は宅地及び雑種地及び市道でありました。

農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。  
以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第7 議案第4号**

**非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第8 議案第5号**

**農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (園田 健)

それでは、議案第5号 平成28年農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分第1号につきまして、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成28年2月1日となります。

今回、平成27年12月10日締切の第4期公募に載せ、農地利用配分計画案を農地中間管理機構へ提出いたしまして、審査の結果、配分計画案については問題はないという回答を得たため、農業委員会の利用権の設定の決定を受けまして、所有者から農地中間管理機構へ農地の中間管理権を移すため、農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項の規定に基づきまして、農用地利用集積計画農地中間管理事業分についての決定を受けようとするものでございます。

なお、この第4期につきましては、当初の計画には無く、新たに創設されまして個人案件のみの貸借を行うための期間でありました。

それでは、資料の説明をいたします。

( 資料にて説明 )

以上、議案第5号 平成28年農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

## 日程第9 議案第6号

**農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第6号 平成28年農用地利用集積計画書第1号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成28年2月1日となります。

それでは、1ページをお開きください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第6号 平成28年農用地利用集積計画書の第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いしたいと思います。

議長 (田嶋 輝男)

皆さんから、ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:00